特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について

~雇用機会拡充事業~

1 特定有人国境離島



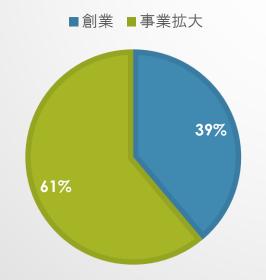
2 雇用機会拡充事業

目的

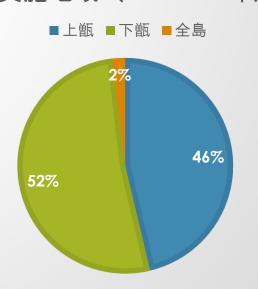
特定有人国境離島地域における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、<u>移住・定住等による人口の増加を図る</u>ため、<u>雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等</u>に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

実績

申請区分(H29~R7年度)



事業実施地域(H29~R7年度)



甑島地域創業支援事業 補助金の公募について

~令和8年度第1回公募~

1 概要·対象者

概要

甑島地域において、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者に対し、その事業資金の一部を補助します。

対象者

対価を得て事業を営む個人又は法人で、次のいずれかに該当するもの

- ① 甑島地域内で創業する者(事業を承継する者を含む。)
- ② 甑島地域内の事業所で事業拡大を行う者
- ③ 主として甑島地域の商品、サービス等の販売を目的として甑島地域以外の地域において創業する者

2 補助対象経費

補助対象経費

設備費、改修費、広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、 島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費

主な留意事項

補助対象経費については、主に次の点に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定すること。
- ② 事業採択日以前に契約・支出した経費は含めないこと。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象外
- ④ 土地・建物等の取得、使途・必要性が不明確な経費は対象外

3 実施要件

新規雇用

- ①/創業の場合、概ね3年以内に新たに従業員を雇用すること。
- ② 事業拡大の場合、事業期間内に事業拡大のために<u>新たに従業員</u> を雇用すること。

事業性・資金

- ① 事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる<u>蓋</u> 然性が高い事業性を有するものであること。
- ② 事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十 分に見込まれること。(申請書提出時に、一定の融資の見込みが 立っていること。)

4 事業計画期間

計画期間

最長5年間

※1年を超える計画(複数年の事業計画)を策定する場合は、条件があります。

複数年の事業計画

複数年の事業計画を作成する際、次の点に注意してください。

- ① 地域社会維持にとって特に重要であると認められる事業
- ② 事業計画期間中、甑島地域での事業所全体の雇用者数が減少していないこと。
- ③ 事業期間内に黒字にならないこと。

5 申請から補助事業終了までの流れ

申請

• 商工会(里・上甑・下甑支所)に相談

E J •申請書類を揃え、商工会を通じて提出

審杳会

•審査会を開催し、採択・不採択を決定

•採択された事業者を国へ進達

田旦云

•国から採択されたのち、市での交付決定

交付決定

交付決定通知後、事業に着手

事業実施

• 必要に応じ、事業の実施状況を確認

•実績報告の提出

支払い

書類の確認後、補助金の支払い

令和7年11月17日~令和7年12月25日

令和8年1月中旬~下旬

令和8年4月

令和8年4月~令和9年2月28日

令和9年3月末まで

6 注意事項

- 事業計画の策定に当たっては、必ず前もって薩摩川内市商工会の 経営指導員に相談し、事業計画を練り上げてください。
- 事業の実施に際し、必要な事業資金は確保されている必要があります。融資を検討している場合は、金融機関との調整が整っていることが必要です。
- 新規雇用に係る計画を十分に練り上げ、必ず事業期間内に1名雇用することが条件です。(事業拡大の申請のみ)
- 事業期間終了後においても、継続して雇用を維持する必要があります。

問い合わせ先

経済シティセールス部産業戦略課産業グループ

住 所:薩摩川内市神田町3番22号

電 話:0996-23-5111 (内線:5763)

メール: kigyo@city. satsumasendai. lg. jp